

低炭素設備リース信用保険包括保険約款 別紙特約条項

1. 購入選択権付きリース契約等追加特約

一般社団法人低炭素投資促進機構は、この特約により、低炭素設備リース信用保険包括保険約款第4条(保険関係の成立)第1項第3号を次のとおり読み替えるものとする。

読替前	読替後
三 リース期間満了後、当該低炭素設備の所有権が相手方に移転する旨の定めがない契約であること。	三 次のいずれかに該当する契約であること。 ア リース期間満了後、当該低炭素設備の所有権が相手方に移転する旨の定めがない契約 イ 購入選択権付きリース契約 ウ 譲渡条件付きリース契約

2. 使用者の残高上限引上げ特約

一般社団法人低炭素投資促進機構は、この特約により、低炭素設備リース信用保険包括保険約款第4条(保険関係の成立)第1項第12号を次のとおり読み替えるものとする。

読替前	読替後
十二 被保険者における残高 <sup>(注1)</sup> が、5,000万円以下の使用者に対する契約であること。	十二 被保険者における残高 <sup>(注1)</sup> が、1億5,000万円以下の使用者に対する契約であること。 ただし、当該契約のうち、被保険者における残高が1億円を超える使用者に対する契約については、保険契約者から保険法人への通知により保険法人が認めた契約であること(保険法人への通知は任意とする)。

3. 低炭素設備に関する対価下限引下げ特約（150万円）

一般社団法人低炭素投資促進機構は、この特約により、低炭素設備リース信用保険包括保険約款第4条（保険関係の成立）第1項第11号を次のとおり読み替えるものとする。

読替前	読替後
十一 低炭素設備に関する対価の合計額が300万円以上の契約であること。	十一 低炭素設備に関する対価の合計額が150万円以上の契約であること。

4. 低炭素設備に関する対価下限引下げ特約（65万円）

一般社団法人低炭素投資促進機構は、この特約により、低炭素設備リース信用保険包括保険約款第4条（保険関係の成立）第1項第11号を次のとおり読み替えるものとする。

読替前	読替後
十一 低炭素設備に関する対価の合計額が300万円以上の契約であること。	十一 低炭素設備に関する対価の合計額が65万円以上の契約であること。